

公文書館法に定める公文書館とは

○公文書館法（昭和 6 2 年法律第 1 1 5 号）

1 公文書館の設置目的（事業内容）（法第 4 条第 1 項）

- ① 歴史資料として重要な公文書等を保存する。
- ② 歴史資料として重要な公文書等を閲覧に供する。
- ③ 歴史資料として重要な公文書等（の保存及び利用）に関連する調査研究を行う。

2 職員等の配置（法第 4 条第 2 項）

- ① 館長
- ② 歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員
- ③ その他必要な職員

※専門職員についての特例（施行附則第 2 項）

- 2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、(略)の専門職員を置かないことができる。

3 公文書館の設置（第 5 条第 1 項）

公文書館は国立公文書館法（平成 1 1 年法律第 7 9 号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

4 地方公共団体が設置する公文書館（第 5 条第 2 項）

設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。